令和８年（フ）第７７４号
兵庫県神戸市北区藤原台北町４丁目26番４号
債務者　シャルレ代理店大江貴子こと　大江貴子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８１６号
神戸市垂水区五色山５丁目２番２―103号
債務者　南　よし子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８７２号
神戸市垂水区王居殿３丁目13番８―201号
債務者　沢辺　義隆
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９３４号
神戸市兵庫区下沢通１丁目５番２号　下沢通ハイツ201
債務者　足立比路志
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９２号
兵庫県伊丹市北伊丹７丁目62番地　Ａｌｂａ　Ｆｒｅｓｃａ204号、前住所千葉県八千代市萱田1161番地１　ラ・ヴィ・クレールかやだ211号室
債務者　山際　姫歌
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２０９号
兵庫県伊丹市南本町７丁目１番１―906号
債務者　永井　　華
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２７８号
愛媛県松山市畑寺町799番地８
債務者　澤田　美和
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３００号
愛媛県松山市平和通１丁目２番地14　村上ビル２Ｆ
債務者　八石　純子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０９号
愛媛県松山市清住１丁目１番18号　井手住宅
債務者　石崎　恵美
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２５号
愛媛県松山市久米窪田町997番地２　シャルム田中102号
債務者　吉田フジ子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６１号
長崎県長崎市茂木町1552番地　南川石垣アパート１号室、旧住所長崎県長崎市茂木町1561
債務者　小林　義明
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６７号
長崎県長崎市式見町102番地
債務者　宮野　博幸
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０１号
宮崎市清武町加納甲3004番地165、前住所宮崎市清武町加納４丁目39番地　アイシンコーポ加納305号
債務者　長友　　翔
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３６７号
宮崎市大字恒久265番地１　メテオール・ケイⅠ棟202号、前住所宮崎県串間市大字西方6628番地１　メゾン谷口　206
債務者　松尾　　滝
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３８３号
宮崎市高岡町高浜2217番地　サン・コーポラス高岡２棟307号
債務者　石川　光代
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３８７号
宮崎市田野町乙9518番地　市営住宅光54―２棟103号
債務者　長友　吉一
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　宮崎地方裁判所破産係